

企業会計基準等の改訂への対応案

資料4

★基本的な対応方針（案）

- ✓ 国立大学法人における取扱いを検討するに当たっては、独立行政法人での検討結果（状況）を踏まえて、国立大学法人における対応を検討することとする。

基準等名称	概要	企業会計における適用時期	独法の対応（予定）	国大の対応（案）
企業会計基準第31号 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」	「会計上の見積り」のうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目について、財務諸表計上額及びその算出情報等を財務諸表に注記する。	2021年（令和3年）3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用	現在、独立行政法人会計基準への適用に係る検討を行っており、令和2年度に係る会計処理においては、現行の定めを踏襲する事務連絡を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の検討内容を踏まえながら、令和3年度に会計基準改訂等の対応を行う。 ・令和2年度については、独法と同様に現行の定めを踏襲する事務連絡を発出する。
企業会計基準第29号 「収益認識に関する会計基準」	「収益認識」に関する包括的な会計基準 （主な影響：収益の計上時期、計上額）	2021年（令和3年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用	現在検討中 （令和3年度に会計基準改訂等の対応を予定）	独立行政法人の検討内容を踏まえながら、令和3年度（独法の改訂時期に応じて変更の可能性あり）に会計基準改訂等の対応を行う。
企業会計基準第30号 「時価の算定に関する会計基準」 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・時価をどのように算定すべきかを定めた会計基準 ・金融商品に係る注記事項が追加（「金融商品の時価のレベルごとの内訳当に関する事項」） 	2021年（令和3年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用	現在検討中 （令和3年度に会計基準改訂等の対応を予定）	同上
監査基準	監査報告書における「その他の記載内容」に係る監査人の役割のより一層の明確化（令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から実施）及びリスク・アプローチの強化（令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から実施）が盛り込まれた。		令和3年2月4日パブリック・コメント（意見募集～令和3年3月5日）	企業会計における改訂、独立行政法人における改訂を踏まえて、原則として同様の改訂を行う。（次回の検討会議）